

令和7年第424回信濃町議会定例会 12月会議 会議録(3日目)

(令和7年12月5日 午前10時30分)

●議長(酒井聰) 休憩前に引き続き会議を開きます。

通告の7、永原和男議員。

- 1、生活道路の時速30キロ制限について
- 2、こども誰でも通園制度について
- 3、令和8年度国保税について

なお、永原議員から資料配付の申し出がありましたので、これを許可いたします。
議席番号8番、永原和男議員。

◆8番(永原和男) 議席番号8番、永原和男でございます。まず生活道路の時速30キロ対応について質問いたします。この間、幾つかの組から集落内の制限速度を設定してほしいという要望案件が町に寄せられていました。こうした要望が、対公安委員会との関わり等があり、なかなか前進をしてこなかったという現実があります。そのことから町は「ゆっくり運転して」あるいは「スピード出すな」というような看板を作成し、要望のある組に配布をして、注意喚起を促してきた経過があります。そこで質問をします。生活道路が、来年9月から全国すべてで時速30キロに制限をされます。町の対応策について、まず町長に伺います。

●議長(酒井聰) 鈴木町長。

■町長(鈴木文雄) ただいま永原議員から頂きましたご質問にお答えいたします。令和6年7月施行の改正道路交通法施行令によりまして、来年9月1日から、いわゆる生活道路における自動車の法定速度が時速60キロメートルから30キロメートルに引き下げられます。これに関しましては、町民の日常生活にも影響が及ぶものでありますので、すでに長野県警のホームページ等でも情報が掲載されております。町でもホームページや広報等で周知してまいりたいと考えております。以上です。

●議長(酒井聰) 永原議員。

◆8番(永原和男) そこでですね、この生活道路の定義。生活道路とはどういう道路のことなのでしょうか質問します。

●議長(酒井聰) 柄澤総務課長。

■総務課長(柄澤豊) 改正道路交通法施行令の施行により、生活道路における自動車

令和7年第424回信濃町議会定例会 12月会議 会議録(3日目)

の法定速度が60キロから30キロに引き下げられますが、ここでいう生活道路につきましては主に、地域住民の日常生活に利用されるような、中央線がない道路というふうにされております。

●議長(酒井聰) 永原議員。

◆8番(永原和男) 中央線つまり右側左側を分ける中央線がない道路が、生活道路ということのようです。道路幅はその要件に入っていませんか。

●議長(酒井聰) 柄澤総務課長。

■総務課長(柄澤豊) 法令上で生活道路という規定があるわけではないんですが、ここで、いわゆる道路交通法の施行令で言っている生活道路というのが、今ほどの中央線がない道路。地域住民が日常生活に利用されるような中央線がない道路ということで、道路交通法の規定で、いわゆる幅員の幅の規定はございません。

●議長(酒井聰) 永原議員。

◆8番(永原和男) 具体的にちょっと資料をご覧をいただきたいと思うんですが、これ資料の2番はですね、国道から小中学校を目指した入り口に立っている30キロだよという制限を示しています。資料の1番は、校舎が見えますが、校舎の方へ向かっていくところを示しているところです。ここの部分は、スクールゾーンがかかっていますから、こういう表示になるんだと思うんですが、要するに今後、制限をかけるとすれば、こういう看板が立つんだと、そういうふうにイメージをしてよろしいでしょうか。

●議長(酒井聰) 柄澤総務課長。

■総務課長(柄澤豊) その辺について申し上げますが、今程永原議員から資料を頂いたこの信濃小中学校の前のところは、スクールゾーンですので、これについては30キロということで、これについては道路管理者と警察が連携し、地域課題や関係部局からの意見等を踏まえて設定したゾーン30ということで、30キロのこういう標識をつけて規制をしているものでございます。それで今回の改正は、通常その標識のないところについては本来60キロなんですね。それをいろいろ条件あると思いますけれども、中央線のない道路については30キロにするんだという、そういう改正なんです。これはいわゆるちょっと参考ですけれども、30キロを過ぎるとすごくその歩行者を跳ねた場合に、致死率が高いというようなことがあって道路交通法、公安委員会の方で、そういうデータも含みながら改正をしたものでございます。ですから、例えば、中央線がなくても40キロという標識がある部分については、それは40キロのままで。50キロだったら50キロのままということになるわけでございます。

令和7年第424回信濃町議会定例会 12月会議 会議録(3日目)

●議長(酒井聰) 永原議員。

◆8番(永原和男) 生活道路の定義は、法律的には中央線があるかないかだという答弁を頂きました。ここで担当課長お聞きしますが、町道で中央線のない道路は、私はほとんど中央線はないと思ってるんですが、いかがでしょうか。

●議長(酒井聰) 黒田建設水道課長。

■建設水道課長(黒田英志) 道路の中央線がない部分につきましては、町道ほとんどの場所について、中央線はないような状況ですが、一部入っている道路もあります。国道から所管替えされたとか、県道から所管替えされたところにつきましては一部入っているのと、歩道なりが設置されていて、高規格の道路にされているところにつきましては、センターラインが一部入っております。以上です。

●議長(酒井聰) 永原議員。

◆8番(永原和男) そういう道路もあるんでしょうが、ほとんど町道は中央線がないというふうに、私は認識しております。それで、お手元にお配りしました資料の3と4をご覧を頂きたいんですが、これは原の方から十一屋さんへ抜ける道路です。この道路も中央線がありませんから、生活道路に該当するんだという認識でよろしいですか。

●議長(酒井聰) 柄澤総務課長。

■総務課長(柄澤豊) 生活道路の定義につきましては、中央線、先ほど申し上げましたように、主に地域住民の日常生活に利用されるような中央線がない道路ということでございますので、この40キロの部分につきましても、いわゆる中央線のない道路で、民地等もありますので、生活道路と言えるだろうというふうに思います。ただ40キロの規制がされていますので、この部分については、もう40キロなんだということで、ご理解をいただければというふうに思います。

●議長(酒井聰) 永原議員。

◆8番(永原和男) その間につきましては、後ほどまた質問いたします。それからもう一つだけですね。御料から落合集落を通って古間へ行く道ですね。これはかねてから落合組からは町政懇談会等で、この道路の速度制限を要望する声が、何年か連続で寄せられております。今紹介したこの町道は、生活道路に該当するというふうに私は思うんですね。その確認をさせてください。

●議長(酒井聰) 柄澤総務課長。

令和7年第424回信濃町議会定例会 12月会議 会議録(3日目)

■総務課長（柄澤 豊） 生活道路というそのものに該当はすると思われます。速度制限がそこでその規制がかかっているか、かかっていないというのは別として、生活道路ということには該当するだろうというふうに思います。

●議長（酒井 聰） 永原議員。

◆8番（永原和男） 町長に伺いますが、来年度に向けて町として、今お話を聞いていてもったとおりに、町道のほとんどが、広く見れば生活道路になると、私資料で今お示しをしました3と4についても、子どもたちが歩く道路、通学道路でもあります。これらも生活道路になるわけありまして、生活道路については30キロ制限の必要性があるのかないのか。町として町長はどのようにお考えですか。

●議長（酒井 聰） 鈴木町長。

■町長（鈴木文雄） 生活道路の速度規制についてありますけれども、先ほど総務課長の方からも答弁ありましたとおり、走行する車両のスピードが上がれば万が一、事故があった場合には、重篤な結果につながるということも確かなことかと思いますので、今後、交通安全対策上も速度を控えめにしていく。そういうものを協力を求めていくということについては、私も賛成だというふうに感じております。以上です。

●議長（酒井 聰） 永原議員。

◆8番（永原和男） 私、町長にお伺いしたいのはですね、町道の生活道路の部分について、30キロ制限をしていく必要があるかどうかということを、道路管理者でもある町長に質問しているんです。住民の方に協力要請をしていくとか、そういうことではなくて、道路管理者として、その必要があるというふうに認識をされていますか。

●議長（酒井 聰） 鈴木町長。

■町長（鈴木文雄） 質問の意図するところ、ちょっと不明なところもあるんですが、私は先ほど申し上げましたように、最高速度を低減していくことは、町民の皆さん的安全につながる一つの要素かと思いますので、そういう流れについては、私どもも賛成であるというふうに思いますけれども、その一方で、もうすでに速度規制がなされている道路もありますので、先ほど例示いただきました写真で言いますと、③、④のよう既に40キロ規制がなされている。これは町だけではなく公安委員会との協議のもとに、設定されているも速度かと思いますので、これらについては、これまでの経過も尊重しながら、対応を見定めていく必要があるのかなというふうには感じているところです。以上です。

令和7年第424回信濃町議会定例会 12月会議 会議録(3日目)

●議長 (酒井 聰) 永原議員。

◆8番 (永原和男) 私の質問の趣旨が理解されていないようなんですが、私は30キロ制限の必要がありということになれば、当然財政的な裏付けも発生してくると思うんですね。どうも話を聞いているとそこまで深くは考えていないようです。今もありましたこの資料の3と4です。これが良い例なんですが、この3については、荒井理髪店さん付近から十一屋さんへ行くまでの間の道路なんです。4番が国道に突き当たるところを示しています。これが生活道路であるということを確認させていただきました。原の方から走ってきて、今度はここから荒井理髪店さんから十一屋さんの間は逆に10キロもオーバーしてもいいんだよというふうに、捉われることも考えられますよね。ですから、特にこういう部分については、私は今度、生活道路は30キロ制限になったんだから、40キロ制限を30キロにしてほしいという働きかけを今から起こしていく必要があると思うんです。ほかにも町内で、こういうところであると思います。そういう考えはございますか。伺います。

●議長 (酒井 聰) 鈴木町長。

■町長 (鈴木文雄) ただいま永原議員からご指摘いただきました、既に速度制御が設定しているような道路であって、センターラインがない幅員の狭い道路についての取扱いについては、これまでの経過も踏まえて、公安委員会と関係機関と調整してまいりたいと思います。以上です。

●議長 (酒井 聰) 永原議員。

◆8番 (永原和男) 公安委員会や関係機関と調整をされるということですが、その調整というのは、40キロを30キロにしてほしいとそういうことを相談するということでしょうか。

●議長 (酒井 聰) 鈴木町長。

■町長 (鈴木文雄) 最高速度の設定をどのように取り扱うべきかについて、協議してまいりたいということあります。以上です。

●議長 (酒井 聰) 永原議員。

◆8番 (永原和男) 私、町長の答弁を聞いていて、非常に認識が甘いと思っているんです。私がこの間、この質問を用意するに当たって、幾つかの市町村をちょっと調べさせてもらいました。するとですね、もう本年度4月から、公安委員会等との調整をしていますとか、住民の皆さんに広報を出していますと、それから資料の3、4の辺はですね。

令和7年第424回信濃町議会定例会 12月会議 会議録(3日目)

PTAとか安協とかそういうところと、この40キロを30キロにするようにしますか、いかがですか、というような話し合いを始めている自治体がほとんどあるんですよ。これからゆっくりやりますでは、車をゆっくり走ってもらうのはいいですが、行政がゆっくりやりますという姿勢は、是非改めていただいて、この時速30キロ制限について、真剣に取り組んでもらいたいと強く要望をいたします。

次に2番目の「こども誰でも通園制度」について質問をいたします。令和8年4月の1日から実施を予定しています。こども誰でも通園制度を、すべての保育園で実施をするという予定でしょうか。野尻、柏原、古間、富士里すべての保育園で実施をするというふうにお考えでしょうか、伺います。

●議長(酒井聰) 北村教育長。

■教育長(北村康彦) こども誰でも通園制度、4園全ての子どもたち対応かということですが、実施する場所が4園ということではございませんので、4園で実施するということにはならないかと思います。以上です。

●議長(酒井聰) 永原議員。

◆8番(永原和男) それではどこの保育園で実施をされるのでしょうか。

●議長(酒井聰) 北村教育長。

■教育長(北村康彦) 実施予定の保育園ですが、古間保育園を想定しております。以上です。

●議長(酒井聰) 永原議員。

◆8番(永原和男) 古間の保育園で実施をするという答弁をいただきました。私ども所管で保育園の視察もさせていただきました。その際に保育園の責任者からも、古間保育園で一時預かり保育も、今度やるようになったんですよ。今朝確認をしてきましたが、この12月から始めているんですね。さて、一時預かり保育と、こども誰でも通園制度の保育。どこが一体違うんでしょうか。

●議長(酒井聰) 渡辺教育次長。

■教育次長(渡辺美重子) 一時預かりと、こども誰でも通園制度の違いということですけれども、一時預かりは保護者の一時的な理由、例えば休養であるとか、就労などで利用できる制度です。この度のこども誰でも通園事業は、親の就労に関係なく週数回定期的な通園が可能で、家庭保育中心の子どもさんの集団体験の保障というところで、この

令和7年第424回信濃町議会定例会 12月会議 会議録(3日目)

事業が始まります。以上です。

●議長（酒井 聰） 永原議員。

◆8番（永原和男） なかなかその辺の線引きは、難しいものがあると思うんですね。また後ほど質問をさせていただきます。古間の保育園で、この新たな制度をスタートするということですが、保育の形態を伺いたいと思います。在園児との合同の保育を予定していますか。いかがでしょう。

●議長（酒井 聰） 渡辺教育次長。

■教育次長（渡辺美重子） 保育形態についてのご質問です。こども誰でも通園制度には2通りの方式があります。どちらの方法で実施するかによっては、形態が変わってくることになります。その一つ目ですが、いわゆる一般型といって、定員を定めて保育園または専用のスペースで行うものです。原則的には在園時との合同保育を想定していないものです。二つ目の方式としまして、余裕活用型というものになりますが、こちらは保育園の定員の範囲内で行うもので、在園時との合同の保育を想定しているものです。以上です。

●議長（酒井 聰） 永原議員。

◆8番（永原和男） そうすると要するに、現在保育園に入っている在園児との合同の保育になるというふうに考えてよろしいんですね。それで保育士さんの、増員がこれ必要になってくると思うんです。令和8年度に向けて保育士さんの採用の見通し、それからこのこども誰でも保育園通園制度を入れた際の保育士さんの配置基準、この2点について質問します。

●議長（酒井 聰） 渡辺教育次長。

■教育次長（渡辺美重子） すみません。先ほどの前のご回答なんですが、現在考へているところでは、信濃町は来年度8年度の入園の申し込みを、今、取りまとめている段階であります。その際、今の現状ですと、3歳未満児の定員がギリギリいっぱいになるであろうというふうに、今そういう状況です。従いまして、制度の開始の段階では一般型で実施をしていくふうに今考へております。ですので、合同の保育では在園児と合同ではないということで、専用のスペースを設けていきたいと今は考へております。それから、ただいまのご質問ですけれども、保育士の増員採用の見通し、配置基準ということですけれども、保育士の採用についてお問い合わせを頂いた際には、希望する雇用形態について確認をさせていただいております。この事業については、短時間勤務となる制度でございまして、単独でこのこども誰でも支援制度の事業を担って

令和7年第424回信濃町議会定例会 12月会議 会議録(3日目)

いただく方を見つけるのは、大変難しいというふうに考えております。また、未満児の入園割合が当町は大変高く、事業の利用希望者はそれほど多くないということで想定をしています。この事業に必要な保育士は短時間勤務となることを想定し、今のところ、既存の人材の有効活用、勤務形態の柔軟化などにより実施する方向で検討をしていきたいと考えております。実際、どのくらいの需要があるのかということは、今の段階では未定ですが、この事業を単独で担っていただける保育士さんも積極的に探していくということは、ちょっと難しい面もありますが、引き続き担っていただける保育士確保については、最大限努力をしてまいりたいと思っております。また、保育士の配置基準ということですけれども、乳幼児の年齢及び人数に応じて保育従事者等を配置する必要があり、そのうち保育士は2分の1以上かつ保育士以外の保育従事者は、必要な研修を終了した方でなければなりません。さらに、保育従事者は最低2人とされていますので、信濃町における事業実施には保育士2人が必要と考えております。以上です。

●議長(酒井聰) 永原議員。

◆8番(永原和男) これはこのこども誰での通園制度に合わせた保育士さんを見つけてくるというのは、これ大変なことだと思うんですよ。短時間ですから、それからいつあるかわからないですよね。これ教育長どうでしょう。正規の保育士さんで保育をしていただくように考えていただくことはできませんか。

●議長(酒井聰) 北村教育長。

■教育長(北村康彦) こども誰でも通園制度に関わる保育士の任用というようなことのお尋ねかと思います。先ほど議員おっしゃられたように、12月から一時預かり事業を保育園で実施しております。今のところですけれども、一時預かりの子どもたちとこども誰でも通園制度の子どもたち合同の保育を、古間保育園の専用スペース先ほど次長の方から答弁させていただいたように、一般型ということでさせていただこうと考えています。理想的にはこの事業に専任する保育士を任用するのが、子どもたちのためには、それが理想かなと思いますが、今議員さんおっしゃられるように、いつこの希望があるかわかりませんし、それから逆を言いますと、働きたい方にとっては短時間勤務になりますので、なかなかそこだけで仕事をしたいという希望が出てこないという現状がございます。従いまして、現在のところ、先ほど次長からも申し上げたとおり、単独で担っていただける保育士を積極的に探してはいきますが、なかなか厳しい状況ですので、今のところ、柔軟に勤務体制を組んだり、あるいは既存の人材を有効活用する中で、もちろん正規の保育士もつけますので、やっていきたいと考えているところでございます。以上です。

●議長(酒井聰) 永原議員、言い間違えないように気をつけてください。永原議員。

令和7年第424回信濃町議会定例会 12月会議 会議録(3日目)

◆8番(永原和男) 名称こども誰でもなんですよ。基準は子どものその成長に合わせた保育なんですね。保育士の数に合わせて「今日はダメよ」、「1週間後ならいいですよ」というような制度ではないんですね。いつでもいらっしゃいと、ウェルカムという制度に整える必要があるんですね。これは正規の保育士をきちんと確保して、今私が言ったように、いつでもどうぞいらっしゃいという体制を整えていってほしいというふうに、これも強く要望をいたします。それで、利用の時間なんですが、国は月10時間以内というふうに制限をしております。今ほどの教育次長の答弁では、週に数回通っていただく、通園していただくということを、考えているということですが、そうするとどうでしょう。1日あたりの保育の時間というのは、うんと短時間になりますよね。このへんから言ってですね。国は10時間を上限としておりますが、町はこの10時間を拡大をしていく考えはございませんか。

●議長(酒井聰) 渡辺教育次長。

■教育次長(渡辺美重子) お答えいたします。現状では、国が示す10時間を上限とする方向で今考えております。令和7年度の1歳児、2歳児の入園率ですが、当町8割以上が入園をしています。それほどこの事業に大きな需要はないだろうと、今想定はしております。10時間を超えて保育を体験させたいという希望する方がいたとすれば、先ほども申しましたが、一時預かり事業でも古間保育所で保育園で実施をしておりますので、一時預かり事業を活用することも一つの方法かと思っております。実際にこの制度を運用する中で、10時間が適正かどうか判断をしていきたいというふうに、今は考えております。以上です。

●議長(酒井聰) 永原議員。

◆8番(永原和男) なるほど10時間の制限がある中で、一時預かり保育とも組み合わせた保育を柔軟にやっていくという方針でよろしいですね。そのことを確認させていただきました。その次ですね。3番目に令和8年度の国保税について伺います。まず最初に国保税の本体です。来年度の国保税の納付金について、県から内示があったと思うんですが、7年度との比較の増減、それから来年度の納付金の内示額をお示しをください。

●議長(酒井聰) 梶澤住民福祉課長。

■住民福祉課長(梶澤恵美) それでは永原議員から、来年度の納付金ということでございますが、まず最初に国民健康保険事業費納付金ございますが、長野県全体の健康保険給付費等を賄うために必要な額を、県内の市町村で分かち合う制度でございまして、各市町村ごとの被保険者数と所得水準で按分し、それぞれに医療費水準を反映することにより、市町村ごとの国保事業費納付金の額というものが決定してまいります。令和8年度でございますが、国の方でもスケジュールが遅れており、昨日県の方からご連絡があ

令和7年第424回信濃町議会定例会 12月会議 会議録(3日目)

った状況でございますので、まだ現時点では金額をお示しすることができない状況です。以上です。

●議長(酒井聰) 永原議員。

◆8番(永原和男) これはあれですか。国における事務が遅れているために、この国保税の納付金についても、まだ町は把握することができないと、そういう今現状にあるということでしょうか。

●議長(酒井聰) 梶澤住民福祉課長。

■住民福祉課長(梶澤恵美) 子ども子育て支援制度の納付金の関係で、国の方の構築という部分で遅れているという形の中で、県の納付金の試算もスケジュールが遅れているという解釈でございます。以上です。

●議長(酒井聰) 永原議員。

◆8番(永原和男) 国保税担当者の方は、大変ですね。すると、年内には来年度の国保税予算の編成、大変厳しい状況になるということだろうというふうに思うんです。次に、この子ども子育て支援金制度の支援納付金についても、これまだ未だに国保税に関わる納付金についての内示もないという答弁があったと思うんですが、確認をさせていただきます。

●議長(酒井聰) 梶澤住民福祉課長。

■住民福祉課長(梶澤恵美) それではただいまのご質問ですが、先ほどの納付金と同様で、まだこれらに關しても、同じスケジュールでやっておりますので、そういうことでございますが、まず本制度についてご説明させていただきたいと思うんですが、令和5年6月に閣議決定した「子ども未来戦略方針」に基づき、児童手当の拡充や子ども誰でも通園制度などの子ども子育て支援の政策に活用するための安定的な財源確保を目的に創設された制度ということでございます。企業を含め社会経済の参加者全体が連帶して公平な立場で広く負担していく制度として、全国民が原則加入する公的医療保険の保険料に上乗せして徴収するというもので、年間3.6兆円の予算規模で、国の方では施策を推進していくためのものであるということをご認識いただきたいというふうに思います。

●議長(酒井聰) 永原議員。

◆8番(永原和男) まだこの子ども子育て支援金に関わる納付金についても内示がないということあります。これは令和8年度の国保税会計の予算を作る上でもすね。事務的

令和7年第424回信濃町議会定例会 12月会議 会議録(3日目)

には大変遅れておるということですが、今ほどの説明を受けてきても、推測のできることは、令和8年度の国保税大幅に、これ増税しなきゃやつていけなくなるんじやないでしょうか。つまり、国保会計を経営するための納付金、子ども子育て支援金の納付金、それが乗っかかるわけでありますから、7年度と比べれば相当の結果として国保税は増税をしなければならないというふうになることを、私は心配しているんです。その辺はいかがでしょうか。

●議長（酒井 聰） 梶澤住民福祉課長。

■住民福祉課長（梶澤恵美） おそらく心配されている方も、大勢いらっしゃるかというふうには思うところでございますが、令和7年度の状況も踏まえた中で、令和8年度の予算編成に当たるわけでございますが、昨日届きました県からの仮通知をじっくり見る中で、将来のために、また予算編成に当たっていきたいというふうに思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

●議長（酒井 聰） 永原議員。

◆8番（永原和男） これはマスコミ報道なんですが、マスコミ報道によると、国保の場合に1人当たり200円上乗せするよと、国保はその家族もみんな入りますから、4人世帯だとすると月に800円。800円上乗せになるよということがマスコミ報道とされていると思うんですね。このマスコミ報道をしても大変な金額ですよね。1年でいうと1万円近いまた増税になりかねません。令和7年度において、町は国保税は5.1パーセント増税をしたわけです。これは年収400万円夫婦と子供2人のモデル世帯で見ますと、年間2万4300円の増税がありました。この世帯の税額は45万円にも上ったわけあります。1か月の収入これは所得じゃなくて、収入額が33万円の家庭の例であります。ですから、1か月分の収入額は、全部国保税に持っていくざるを得ない状況に、このモデル世帯は追い込まれているんですね。来年度の国保の予算を考える上で、これは町長にこれから質問しますが、令和8年度は、今までに例のなかつたことが、国保税を算定する上でやらなくちゃいけないわけですよね。子ども子育て支援金の納付金の上に載せなくちゃいけないという状況があるわけです。国保税を増税をしないと、増税を抑えていくと、そういう気持ち決意はいかがですか。決意が、もし問題があるとすれば、現在の気持ちを、考え方をお聞かせください。

●議長（酒井 聰） 鈴木町長。

■町長（鈴木文雄） 国保税の在り方についてのご提案かと思います。私も税の負担を町民の強いていくことについては、大変問題があると考えておりますので、永原議員と思は一緒にあると考ておりまます。先ほど担当課長からもお話を、説明させていただきましたとおり、国の方向性あるいは県からのいろいろな情報提供を踏まえまして、町とし

令和7年第424回信濃町議会定例会 12月会議 会議録(3日目)

て急激な税負担の増額にならないように、対応を検討してまいりたいと思っています。以上です。

●議長(酒井聰) 永原議員。

◆8番(永原和男) 町長からは、国保の特別会計の予算を編成するに当たって、国保税が急激に上がるようなこともないように配慮していきたいという答弁を得たというふうに思います。これは増税を何とか回避する。鈴木町政は令和5年、令和6年は国保税の増税を回避してきたんです。私はそれを高く評価をしているんです。令和7年は5.1パーセント、ボーンと増税したわけですね。令和8年度は新たな制度が入るわけであります是非この増税を回避する方向で最大限の努力をお願いしたいと思います。今後、私も議員としても、国保の予算、国保税については3月議会に向けて注視をしてまいりたいというふうに思います。特段のご配慮をお願いして私の一般質問を終わります。

●議長(酒井聰) 以上で、永原和男議員の一般質問を終わります。この際申し上げます。昼食のため、午後1時まで休憩といたします。

(終了 午前11時17分)